

法務大臣告示による受入れ人数枠拡大を希望して行われる「外国人技能実習生  
受入れ事業の評価・認定」申請の受付期限について（お知らせ）

〈4月10日付け案内の補足説明〉

公益社団法人、公益財団法人などが監理団体となる団体監理型技能実習、また、企業単  
独型技能実習における技能実習生の受入れ人数枠は、「一般人数枠（実習実施機関の常勤職  
員数の20分の1）」とされています。

それらの団体・機関が「一般人数枠」によることなく「特例人数枠（中小企業団体・商  
工会議所などが監理団体となって受入れが行われる場合に適用される人数枠）」での技能実習  
生の受入れを希望されるときは、その受入事業について、法務大臣による告示を受ける必  
要があります。

また、この法務大臣による告示に関しては、外国人技能実習に係る専門的評価を行うこ  
とができる法人による評価を参考とすることができることとされており【入管法施行規則  
第64条第2項他】、JITCOは、その評価を「外国人技能実習生受入れ事業の評価・認定事  
業」として実施してきています。

しかしながら、技能実習法が2017年11月1日施行されると、技能実習法施行規則にお  
いて定める受入れ人数枠【技能実習法施行規則第16条】が適用され、それに伴い、上記の法  
務大臣告示の制度が廃止されることとなりました。

については、これまでJITCOが行ってきた「外国人技能実習生受入れ事業の評価・認定事  
業」についても、下記の期日をもって、同事業による申請の受付を終了させていただくこ  
とといたしましたので、お知らせします。

なお、JITCOが行っている、「入国・在留申請書類の点検・取次等」については、これま  
でどおりで何ら変更はありませんので、今後も積極的にご活用願います。

#### 記

#### 1 「評価・認定事業」のJITCOへの申請受付終了日

2017年4月28日（金）

（注）締切日については、次のとおりです。

※JITCOへ書類を持参して申請される場合の当該受付日

※郵送等される場合は当該消印等の日

#### 2 本取扱に関する問合せ

この「評価・認定」の終了に関し、ご質問がある場合は、次の問合せ先にご連絡くだ  
さい。

問合わせ先： 公益財団法人国際研修協力機構  
出入国部入国支援課 栗本・中塚  
電話 03-4306-1130